

## 社会福祉法人師勝福社会評議員会議事録

### 1 開催日時

平成29年6月27日（火）午後3時58分

### 2 開催場所

セルフしかつ 会議室

### 3 出席者

評議員 森川孝一、鈴木岩雄、大野一樹、西岡充雄、酒井郁子、福永光彦、  
大野 厚

欠席評議員 なし

理事 大口正文、野津久子、伊藤一雄、岩越久夫、柴田忠利、清水孝司  
(施設長)

出席監事名 渡邊幸子、赤堀 晋

事務局 後藤俊明、牧野良紀

### 4 審議事項

第30号議案 社会福祉法人師勝福社会社会福祉充実計画について

第31号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員等の報酬及び費用弁償に関する  
規程の制定について

第32号議案 社会福祉法人師勝福社会役員・評議員報酬規程の一部改正につい  
て

### 5 定足数

評議員定数7人中7人の出席。社会福祉法人師勝福社会定款第6条第2項の規定により過半数が出席しており、この評議員会は成立した。

### 6 議事の顛末

○あいさつ

理事長あいさつ

○議長選出

議案の審議に先立ち、定款第14条第1項の規定により、森川孝一評議員が議長となった。

○議事録署名者選出

議事録署名者の選出に当たり、次の2人が指名された。

評議員 西岡充雄 ・ 評議員 酒井郁子

○議 事

議 長 まず、「第30号議案 社会福祉法人師勝福社会社会福祉充実計画について」諮ります。

内容については、施設長から説明をお願いします。

**施設長** 「第30号議案 社会福祉法人師勝福社会社会福祉充実計画について」  
説明します。

社会福祉法人師勝福社会定款第11条第11号の規定に基づき、社会福祉法人師勝福社会社会福祉充実計画について、別紙のとおり評議員会の決議を求め  
る。

平成29年6月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

この計画は、改正社会福祉法第55条の2、その規定に基づく社会福祉法人師勝福社会経理規程第78条の規定に基づき、平成28年度決算をもって、平成29年3月31日を基準として、まず「社会福祉充実残額」を算出し、その後、「社会福祉充実残額」を算出した場合には、5年間の計画期間による「社会福祉充実計画」を作成して、これを所轄庁である北名古屋市へ提出して、その承認を受けるものです。

当法人においては、平成28年度決算の結果、「社会福祉充実残額」を算出することとなったため、「社会福祉充実計画」を作成するものです。

それでは、厚生労働省が指定する「社会福祉充実残額」の算出表ですが、平成28年度決算に基づき、所定の決算額を入力し算出された「社会福祉充実残額」は、8,904万4,660円となります。

非常に大きな「残額」ですが、これは、「社会福祉充実残額(C)」「控除対象財産(B)」の「3 再生産に必要な財産」及び「必要な運転資金」において、「再生産」、所謂、この施設を建て替える費用ですが、その費用が計算されていないためです。

何故かといいますと、「セルフしかつ」の施設は、元々、国・県・旧師勝町の補助金等で建設され、運転資金も旧師勝町の財源であり、当然ですが、師勝福社会の自己財源では設置されておりません。そのため、「控除対象財産」には反映されないという仕組み・算式となっているからです。

ただし、「5 計算の特例」により、「4 必要な運転資金」＜事業活動による収支＞のうち「事業活動支出計」、平成28年度決算額ですが、7,429万6,859円が控除できるという算式になっているため、最終的に、8,904万4,660円という「残額」となるものです。

さて、算式は算式ですので、この算式に基づいて算出された8,904万4,660円を、今後5年間で、どのように社会福祉充実事業として計画し、活用するかということです。

「2 事業計画」「事業概要」。

「セルフしかつ」としては、これを機会として、「セルフしかつ」の利用者のみならず障害者のご家族皆さんが心配されている“親亡き後の生活”を少しでも

も手助けできるよう、また北名古屋市の喫緊の課題でもあります、共同生活援助、即ち、知的障害者のグループホームを建設したいと考えるものです。

とあって、現在、建設用地がある訳ではないので、まず用地の取得から始まり建設工事まで、用地の取得費及び建設費として、概ね1億5,000万円程が必要であると見込んでいます。

従いまして、社会福祉充実残額の全てを、グループホームの整備事業に充てたいと考えています。

不足する分については、国・県・市補助金、金融機関等による借入れ等を充てたいと考えています。

施設は、居室の入居者用10室・体験者用2室・世話人室2室・計14室、居間・食堂・台所・便所・浴室等の平屋建てで、床面積は概ね100坪、用地面積は1反・約300坪。

場所は、セルフしかつの利用者が通い易く、用地取得費ができるだけ負担にならないよう、セルフしかつの近辺で、かつ市街化調整区域で探したいと考えています。

それでは、「2 事業計画」「1 か年度目」。

まず、建設用地の取得から始まります。

建設用地の決定後、前金の支払い・開発許可申請の事務手続きも含めた施設の基本設計を進め、事業費は概ね504万5千円を見込みます。

「2 か年度目」。建設用地を取得、つまり所有権の移転後、土地の造成を行い、事業費は、前金を除いた用地取得費を合わせて、概ね3,500万円を見込みます。

「3 か年度目」。施設の実施設計・建築確認申請を進め、事業費は概ね400万円を見込みます。

「4 か年度目」。施設を建設します。事業費は、建設費の前払金として、概ね4,000万円を見込みます。

「5 か年度目」。共同生活援助施設：グループホームの竣工。事業費は、建設費と監督料合わせて、概ね6,500万円を見込みます。

「4 資金計画」は、それぞれの年度の財源構成で、「5 か年度目」に、補助金・借入金の分として、それぞれ3,000万円を見込むものです。

概ね、このような計画を作成するものですが、共同生活援助施設・グループホームには、社会福祉施設等施設整備費の国・県補助金の交付対象となっており、財源的に、非常に大きなウェートを占める訳で、当該整備計画の中で、補助金の交付申請を予定していますが、採択されれば、社会福祉充実残額の変更に伴う「社会福祉充実計画」、そして「資金計画」も変わることになりますので、その点あらかじめご承知置きをお願いしたいと思います。

「5」は、事業の詳細です。

以上ですが、承認後は、評議員会へ諮り、当該評議員会の承認後、所轄庁である北名古屋市へ提出して、その承認を受けることになるものです。

以上です。

**議 長** ただ今、施設長から説明のありました内容について、質問はありますか。

**酒井評議員** グループホームの規模をもう一度。

**施設長** 入居者用10室、体験者用2室と居間・食堂・台所等で、平屋建てで考えています。用地は300坪程で、床面積は概ね100坪程です。

**議 長** 他に質問はないようですので、採決に入ります。

「第30号議案 社会福祉法人師勝福社会 社会福祉充実計画について」賛成の方の挙手をお願いします。

各評議員〔挙手全員〕

**議 長** 全員の方に挙手いただきましたので、「第30号議案 社会福祉法人師勝福社会 社会福祉充実計画について」は、原案のとおり承認されました。

次に、「第31号議案 社会福祉法人師勝福社会評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程の制定について」諮ります。

内容については、施設長から説明をお願いします。

**施設長** 「第31号議案 社会福祉法人師勝福社会 評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程の制定について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年6月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 変更後の社会福祉法人師勝福社会定款第9条第1項の規定に基づき、社会福祉法人師勝福社会評議員等の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるため。

第1条は、「趣旨」で、この規程は、評議員及び評議員選任・解任委員に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものです。

第2条は、「報酬を支給する者及び報酬の額」で、評議員及び評議員選任・解任委員とも、日額5,000円とするものです。

第4条は、「費用弁償」で、評議員等が職務のため旅行したときは、その旅行に関して、社会福祉法人師勝福社会旅費規程に準じて、旅費を支給するものです。

附則として、この規程は、平成29年6月27日から施行し、平成29年4月1日から適用するとともに、昨年度3月に開催された評議員選任・解任委員会委員の報酬の支払いのために制定した「社会福祉法人師勝福社会 評議員選

任・解任委員報酬基準は」、今後、この規程により運用されることから、廃止するものです。

以上です。

**議 長** ただ今、施設長から説明のありました内容について、質問はありますか。

**評議員** …

**議 長** 質問はないようですので、採決に入ります。

「第31号議案 社会福祉法人師勝福社会 評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程の制定について」賛成の方の挙手をお願いします。

**各評議員**〔挙手全員〕

**議 長** 全員の方に挙手いただきましたので、「第31号議案 社会福祉法人師勝福社会 評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、「第32号議案 社会福祉法人師勝福社会役員・評議員報酬規程の一部改正について」諮ります。

内容については、施設長から説明をお願いします。

**施設長** 「第32号議案 社会福祉法人師勝福社会 役員・評議員報酬規程の一部改正について」説明します。

社会福祉法人師勝福社会役員・評議員報酬規程の一部を別紙のとおり改めるものとする。

平成29年6月27日提出

社会福祉法人師勝福社会 理事長 大 口 正 文

提案理由 社会福祉法人師勝福社会定款第23条の規定に基づき、社会福祉法人師勝福社会役員の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるため。

この一部改正案は、従来からの役員及び評議員に関する報酬規程を一部改正することにより、変更後の定款第23条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関する規程に特化し、必要な事項を定めるものです。

まず、題名を「社会福祉法人師勝福社会役員の報酬及び費用弁償に関する規程」に改めるものです。

第1条は、この規定の対象者中「評議員」を削除するものです。

第2条も第1条同様、対象者の中から「評議員」を削除するとともに、施設長たる理事の報酬は、職員としての給与を支給する旨、条文を加えるものです。

なお、報酬の額は、今までどおり、理事長は月額3万円。その他の理事・監事は、日額5,000円です。

第4条は、役員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、当該旅費は、旅費規程に基づき支給する旨、条文を加えるものです。

第5条は、社会福祉法第59条の2第1項第2号による報酬等の支給基準の

公表に当たり、この規程をもって公表する旨、条文を加えるものです。

附則として、この規程は、平成29年6月27日、つまり定時評議員会の日から施行するものです。

以上です。

**議長** ただ今、施設長から説明のありました内容について、質問はありますか。

**評議員** …

**議長** 質問はないようですので、採決に入ります。

「第32号議案 社会福祉法人師勝福社会 役員・評議員報酬規程の一部改正について」賛成の方の挙手をお願いします。

各評議員 [挙手全員]

**議長** 全員の方に挙手いただきましたので、「第32号議案 社会福祉法人師勝福社会 役員・評議員報酬規程の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

次に、「その他」ですが、議事以外のことで、何かご質問・ご意見等ありますか。

**議長** 評議員会の次の予定を教えてください。

**施設長** 12月に補正予算を編成することになると思いますので、12月を予定していますが、ただ今承認していただきました「社会福祉充実計画」では、用地の取得を計画していますので、用地取得の時点で、評議員会に諮りたいと考えています。

**議長** 他にご質問・ご意見等はないようですので、何かありましたら、事務局へお申し付けください。事務局から何かありますか。

**施設長** 特にありません。

**議長** 以上をもちまして、評議員会を閉会します。

(閉会 午後4時22分)

以上、議事の顛末を記録し、これを証するため署名押印する。

平成 年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者